今月のテーマ

【東京2020オリンピック大会】企業への影響

東京2020オリンピック・パラリンピック大会がいよいよ来年の夏に開催されます。世界最大級のイベントである同大会の期間中は、首都圏の高速道路や公共交通機関が極端に混雑し、経済活動に次のような影響が生じることが予想されています。

- ・始業時刻や商談の開始時刻に間に合わない
- ・部品等の搬入が遅れる
- ・宅配便が時間通りに届かない
- ・保守、点検にエンジニアが間に合わない
- ※「2020TDM推進プロジェクト」 リーフレットより

【2020TDM推進プロジェクト】

このようなリスクを回避し、大会時の安全・円滑な輸送サービスの提供と都市活動や経済活動の安定との両立を図ることを目的として、東京都、国、大会組織委員会は「2020TDM推進プロジェクト」を推進しています。

TDMとは「Transportation Demand Management (交通 需要マネジメント)」の略で、発生交通量の抑制や集中の平準 化など交通需要の調整を行うことをいいます。

く働き方改革関連法>Q&Aの解説⑩

本年4月より、年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となりました。改正労働基準法に関するQ&Aでは、 上記義務の法違反について次のように解説しています。

【(Q&A 3-21)を一部要約】

- Q 年次有給休暇の取得を労働者本人が希望せず、使用者が 時季指定を行っても休むことを拒否した場合、使用者側 の責任はどこまで問われるか。
- A 使用者が時季指定をしたにもかわらず、労働者がこれに 従わず、自らの判断で出勤し、使用者がその労働を受領 した場合には年休を取得したことにならないため、法違 反を問われることになる。

したがって、労働者本人が希望しない場合でも、確実に年5日 の年次有給休暇を取得させることが必要です。

●通達のURL

https://www.mhlw.go.jp/content/000487097.pdf

年末調整~所得税・地方税法の改正による影響~

来年の年末調整が大幅に変更となります

今年も年末調整の時期が近づいてきました。

本年分については、改元への対応以外事務手続き上の大きな 改正はありませんが、平成30年度税制改正により、来年(令和 2年)分は大幅に変更となります。来年1月から施行される改正 点は以下の4点です。

- ① 給与所得控除の引き下げ
- ② 基礎控除の引き上げ
- ③ 所得金額調整控除の創設
- ④ 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件の見直し

これらの改正によって、来年分の「令和2年分給与所得者の扶 養控除(異動)申告書」の様式が大きく変更されています。

また、地方税法の改正により、未婚で子どもを扶養しているなどの世帯(合計所得金額が135万円以下)について、住民税を非課税(再来年から適用)とする措置が創設されました。これに伴い、上記申告書の住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が追加されています。改正は来年1月ですが、今年の年末調整時に記入する書類の一つであるため早めの確認が必要です。

【企業への働きかけ】

2020TDM推進プロジェクトでは、企業活動に影響が出ないよう、HP※での情報提供や説明会等を通して、各企業に時差出勤やテレワーク等の様々な対策を促しています。

今年の7月から8月にかけてはプロジェクト参加企業を募り、「2019年夏の試行」として、時差出勤やテレワーク、TDMを一体的にテストする取組みを実施しました。試行の概要はHP※で公開されています。

【早めの取組みが必要】

大会に向けた取組みは、その内容や実施・運用の詳細の決定など、導入までに一定の時間が必要です。したがって、早めに対策の検討を始めることが重要です。なお、本紙第二面にて特集記事を組んでいますので、ぜひご覧ください。

※2020TDM推進プロジェクトHP https://2020tdm.tokyo/ 第二面に特集



〈連載〉 同一労働同一賃金⑦

ガイドラインの解説 ~賞与~

ガイドラインでは、賞与について次のように示しています。

賞与であって、会社の業績等への労働者の<mark>貢献に応じて支給するものについて</mark>、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、<mark>貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない</mark>。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

各企業において正社員の賞与額の決定方法や評価基準は様々ですが、少なくとも、個人の成果や会社の業績に関係なく支給される「基本部分」の賞与については、短時間・有期雇用労働者に対しても何らかの支給を行うべきであると考えられます。大阪医科薬科大学事件(大阪高裁H31.2.5)では、正社員の賞与は基本給のみに連動し、評価、業績その他の要素に連動していなかったことから、アルバイトに全く賞与を支給しないことは不合理であると判断されています。



2020年電子申請の義務化について

大企業等に対して電子申請による届出を義務付け

2020年度から、資本金の額が1億円超の大企業など特定の法人に対して、社会保険、労働保険などの手続きの一部を電子申請により行うことが義務づけられます。義務化の対象となるのは、以下の①~④に該当する法人です。

- ① 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ② 保険業法に定める<mark>相互会社</mark>
- ③ 投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資法人
- ④ 資産の流動化に関する法律に定める特定目的会社

電子申請の義務化は政府の規制改革推進(行政手続きコスト 削減)の一環として行われているもので、今後も届出のオンラ イン化は進んでいくものと予想されます。

当研究所では労働保険・社会保険手続き全般において、電子申請に対応しております。電子申請への切り替えをご検討の際は、お気軽にご相談ください。なお、既に当研究所に各種手続きをご依頼いただいている企業様は、今回の義務化に伴う対応は必要ありません。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会特集 ~世界最大規模のイベントに向けて早めの対策を~

来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック大会 (以下、東京2020大会)では、観光客や選手、メディア関係者 など、世界中から1,000万人以上が東京に訪れることが見込ま れています。これは東京23区の人口(約957万人)に匹敵する 人数であり(2019年1月1日現在)、大会期間中は各地で交通量 の大幅な増加が見込まれます。そのため、大会期間中には混雑 が予想される時間帯やルートを避けるなど、各企業での対策が 必須といえます。

さらに右図のとおり、例年、大会期間である7月下旬から8月 にかけては、お盆前の商品配送等の物流増加により交通量が増 加するため、企業等が何も対策を講じない場合、<mark>高速道路の渋</mark> 滞が例年の2倍になることが予想されています。また、鉄道は 平均して利用者が約1割増加するといわれており、混雑による 電車の乗降の遅れや、不慣れな訪都者による影響から、さらな る鉄道遅延が発生することが見込まれています。

【2020年カレンダー】

オリンピック:7月24日~8月9日 パラリンピック:8月25日~9月6日

	B	月	火	水	木	金	±
例年お盆前で 物量が増える 時期	7/19	20	21	22	23 海の日	開会式 24 スポーツ の日	25
	26	27 אפרער	28 רפֿראַפֿר	29	30	31	8/1 トライアスロン
	2 マラソン	3	4	5	6	フ 競歩	8 競歩
交通対策が 特に必要な 期間	9 閉会式 マラソン	10 山の日	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25 開会式	26	27	28	29 トライアスロン
	30	31	9/1	2	3	4	5
	6 閉会式	7	8	9	10	11	12
	マラソン	大会で使用した器機などを各国に返送					

リスク1 電車に乗れないほどの混雑で通勤困難に

大会期間中は観客の移動時間が通勤時間帯と重なり、東 京の主要都市では電車に乗れないまたは駅構内に入れない といった極端な混雑や電車の大幅な遅延が予想され、通勤 そのものが困難になる可能性もあります。「2020TDM推進 プロジェクト」では、競技会場等が集中していることや、 道路・鉄道の混雑箇所が多いといった観点から、「重点取 組地区」として以下の16の地区を挙げています。

【重点取組地区】

①新宿、②渋谷、③品川、④浜松町・田町、⑤新橋・汐留、 ⑥大手町・丸の内・有楽町、⑦八重洲・日本橋、⑧神田・ 秋葉原・御茶ノ水、⑨九段下・飯田橋、⑩番長・麹町、 ⑪青山・表参道、⑫赤坂・六本木、⑬霞が関・虎ノ門 ⑭晴海・有明・台場・豊洲・大井ふ頭、⑮池袋、⑯大崎

事業場が重点取組地区にある企業は、従業員が出勤でき ないことによる業務への影響や安全配慮のため、大会期間 中の通勤対策を早急に検討することが求められます。

《検討事項》

人の移動そのものを減らしたり、混雑する時間帯を避け るための対応策を検討する必要があります。

たとえば、期間中の混雑が予想される日について、夏季 休暇取得の奨励や振替休日の設定、年5日の年休時季指定を 行うことなど「休み」にするほか、在宅勤務等のテレワ-クの実施により通勤する従業員を減らす(「人の移動」を 減らす)ことや、混雑がピークとなる朝7時~9時の時間帯 の通勤を避けるため時差出勤を行うことなどが考えられま

リスク2 商談に間に合わない、出張から帰れない

交通混雑や大幅な遅延により、対面での重要な商談・会 合に間に合わない、出張先に行けない、または出張先から 帰れない等のトラブルが想定されています。

«検討事項»

商談・会合等の日程を比較的混雑の少ない日に変更する ことのほか、対面ではなくテレビ会議などに変更すること などが考えられます。



企業が検討すべき事項② 「物の流れに関するリスク」

リスク1 高速道路が2倍混雑、商品納期に遅れ

高速道路等の渋滞により、<mark>物流が大幅に遅延する</mark>可能性 があります。商品を発送しても納期に間に合わない等のト ラブルが考えられます。

<u>リスク2 購入したものが届かない</u>

物流の混乱により、仕入れや購入備品が予定より大幅に 遅延する、または届かない等のトラブルが考えられます。

《検討事項》

混雑する日を避けるために、日程を前倒ししたり後ろ倒 しするなどして納品・集荷を行うことが考えられます。こ れにより、輸配送時間の確実性を向上させることが見込め るほか、トラブル対応による業務時間の長時間化を避ける ことが可能です。

また、間接的に物流を減らす対策として、ペーパーレス 化をすすめたり、ペットボトルや缶などを潰して容積を減 らすなどして、業務中に発生するごみや廃棄物の排出その ものを減らすことが考えられます。これにより、事業所全 体の廃棄物の減量化や納品・搬出に必要な車の台数の減少 が見込めます。また、企業のコスト削減にもつながります。



「デテレワークの導入について

2012年にイギリスで開催されたロンドンオリンピック・パ ラリンピック競技大会では、市内の企業の約8割がテレワーク を導入したことにより、交通混雑を緩和することが可能にな りました。この成功事例から、国内でも、内閣や各省庁と東 京都および経済団体、企業等が連携し、東京2020大会に向け てテレワークの実施を呼びかけています。

テレワークの導入には、就業規則等の整備をはじめ、対象 労働者へ制度の説明等を行うことが必要となります。また、 テレワーク勤務者についても、通常の労働者と同様に使用者 の安全配慮義務が求められます。したがって、会社の管理が 及ばない自宅等で勤務することによって長時間労働とならな いようにする対策が必要となります。さらに在宅勤務の場合 でも、労働基準法における労働時間の定めが適用されるため、 原則として通常の労働時間制(週40時間、1日8時間)が適用 されることとなり、労働時間の管理が必要です。ただし労働 時間の算定が困難とされる一定の要件を満たす場合には、事 業場外みなし労働時間制を適用することが可能です。

このようにテレワーク導入には様々な検討事項があります。 当研究所では、テレワーク制度導入支援、規程の作成等につ いて承っておりますので、お気軽にご相談ください。